

豊前市公営住宅入居申込み案内

■ 入居申込について

- ★ **申込み期間中以外は受付けしていません。**（市では年に4回募集を実施しています）
（募集時期等のお問い合わせは、都市住宅課 住宅建築係まで）

※一部、常時募集を行っている団地がありますのでお問合せください。

★申込可能な世帯（入居資格）

- ① 申込者が成年者であり、配偶者又は同居親族のあること。
- ② 申込者が一般世帯の単身者の場合は、満60歳以上であること。
- ③ 世帯全員の所得額の合計が**158,000円/月**以下であること。
- ④ 裁量階層世帯（高齢者、障害者、中学生までの子供がいる世帯等）は、世帯全員の所得額の合計が**214,000円/月**以下であること。
- ⑤ 婚姻又は離婚予定の場合は、入居契約までに婚姻又は離婚を戸籍で証明できるものであること。（証明出来ない場合は当選無効とします。）
- ⑥ 持ち家（住宅）を所有していないこと。
- ⑦ 豊前市の他の市営住宅（定住促進住宅を除く）に入居していないこと。
- ⑧ 市税の滞納が無いこと。（国民健康保険税、市県民税、軽自動車税等。）
- ⑨ 過去に市営住宅に入居されていた場合、住宅使用料の滞納残が無いこと。
- ⑩ 夫婦の別居、父母の別居等、不自然に世帯を分離した申込や、他に扶養すべき親族との同居など特に同居する理由のない親族との申込でないこと。
- ⑪ 入居申込者又は同居者が、暴力団員でないこと。

★申込提出書類

- | | |
|--|-----|
| ・市営住宅申込書（受付期間中窓口にて配布） | 1 通 |
| ・所得証明書又は源泉徴収票（世帯全員のものがわかる書類）
（離職している場合は退職証明書、離職票、雇用保険受給資格者証等を添付のこと） | 1 通 |
| ・税の未納の無い証明書（世帯全員のものがわかる書類） | 1 通 |
| ・資産の無い証明書（世帯全員のものがわかる書類） | 1 通 |
| ・住民票記載事項証明書 | 1 通 |
| ・同意書 | 1 通 |

- ★ 申込みは、募集する団地のいずれか一つにのみ申込できます。
- ★ 申込書及び添付書類の記載内容に不備がある場合や書類が不足する場合には、申込の受付ができません。
- ★ 申込書を受理された方は、抽選会案内書をお渡しします。
- ★ 募集戸数を上回る申込件数のあった団地については、抽選会を実施します。
- ★ 抽選会では、申込者又は代理人のいずれかの方の出席が必ず必要となります。（くじを引いていただくため。）

■所得額（月収額）の計算式【概算】

$$\frac{(\text{世帯の年間所得金額}) - (38\text{万円} \times \text{世帯主を除くご家族数})}{12\text{ヶ月}} \leq 15.8\text{万円} \text{【21.4万円】}$$

12ヶ月

略 表

世帯主を除くご家族数	年 間 所 得 金 額	
	一 般 世 帯	裁 量 階 層 世 帯
1人	227万6千円	294万8千円
2人	265万6千円	332万8千円
3人	303万6千円	370万8千円
4人	341万6千円	408万8千円
5人	379万6千円	446万8千円
6人	417万6千円	484万8千円

■抽選倍率優遇措置について

（１）～（３）の世帯は、抽選番号が２つ与えられます。

（４）の世帯は、さらに抽選番号が１つ追加されます。

（１）ひとり親世帯（母子世帯、父子世帯）

配偶者のいない世帯であり、子（満１８歳未満）を扶養している世帯。

（２）満６０歳以上の単身世帯

（３）裁量階層世帯

（ア）申込者の年齢が満６０歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが満６０歳以上又は満１８歳未満の者である世帯。

（イ）申込者又は同居者が次のいずれかに該当する世帯。

- ・身体障がい者手帳を所持し、障がいの程度が４級以上の方
- ・重度または中度の知的障がい者（療育手帳のＢ２またはＢ（軽度）は除く）であることを児童相談所の長、更生相談所の長より判定された方、又は同程度の精神障がい者であることを精神保健センターの長、精神科の経験をもつ医師から判定された方
- ・戦傷病者手帳を所持し、障がいの程度が第１款症以上の方
- ・被爆者健康手帳を所持し、医療の給付をうけていることを厚生労働大臣から認定されている方
- ・海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で引き揚げた日から５年を経過していない方
- ・ハンセン病療養所に入所していた方

（ウ）中学校までの子供がいる世帯

（４）過去４回以内の抽選において、３回以上外れた方

■入居契約について

当選された方は、抽選会終了後に会場にて入居契約の説明を行います。

入居契約には、連帯保証人が１名必要となります。

入居決定後１０日以内に入居契約の締結をしていただきます。

入居するまでに、敷金（家賃の３ヶ月分）の納付が必要です。

入居契約後１ヶ月以内に入居していただきます。